

## 弘前城築城400年祭シンボルマーク等の使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は弘前城築城400年祭の題字・シンボルマーク・キャッチフレーズ・マスコットキャラクターなど（以下「シンボルマーク等」という。）の使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (種類等)

第2条 この要綱でいうシンボルマーク等とは、以下のものをいう。

- (1) 題字
- (2) シンボルマーク
- (3) キャッチフレーズ
- (4) マスコットキャラクター
- (5) その他、弘前城築城400年祭実行委員会が広報活動のために制作したもの。

### (承認)

第3条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、弘前城築城400年祭実行委員会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなくてはならない。

### (申請)

第4条 シンボルマーク等の使用承認を受けようとする者は、事前にシンボルマーク等使用承認申請書（様式第1号又は様式第1号の2）に次の書類を添えて会長宛提出しなければならない。

- (1) 企画書（事業内容のわかるもの）
- (2) 当該シンボルマーク等の使用方法がわかるもの
- (3) その他、会長が必要と認める書類

### (申請書の省略)

第5条 会長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、申請の全部、又は一部を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道を目的として実施する事業
- (2) 個人が非営利目的で、400年祭のPRに使用する場合
- (3) その他、会長が申請を必要としないと認めた場合

### (承認書)

第6条 会長は、第4条の規定に基づく申請については、シンボルマーク等使用承認書（様式第2号又は様式第2号の2）を交付するものとする。ただし、次に掲げるものについては使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想などの活動に使用しようとする場合

- (2) 法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれのある場合
- (3) 記念商品にあっては、当該商品の品質、規格、性能等が法令などで別に定める基準を満たしていない、またはそのおそれのある場合
- (4) その他、会長がシンボルマーク等の使用が適当ではないと認めた場合

(使用)

第7条 シンボルマーク等は、別に定めるマニュアルに従って正しく使用するものとする。

(使用承認の変更)

第8条 シンボルマーク等の使用に関して、承認を受けた事項を変更する場合は、シンボルマーク等使用承認変更申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(使用の取消・中止)

第9条 シンボルマーク等を使用する必要がなくなったときは、シンボルマーク等使用承認取消届(様式第5号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、次に掲げるいずれかの場合、シンボルマーク等の使用承認を取り消し、または使用を中止させ、もしくは使用物件などの回収を指示することができる。

- (1) 使用者が、この要綱に定める事項に違反した場合
- (2) 使用承認条件に違反した場合
- (3) 承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) シンボルマーク等に関する著作権等を侵害したとき

(無承認の使用)

第10条 会長は、シンボルマーク等の無承認使用については、その使用の中止を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。